

○令和 6 (2024) 年度における早期退職希望者の募集及び認定の結果について

職員の退職手当に関する条例（昭和29年栃木県条例第 3 号）第10条の 2 第17項の規定により、令和 6 (2024) 年度に実施した早期退職希望者の募集及び認定について、その認定に係る募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表する。

令和 7 (2025) 年 4 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 募集実施要項

別紙のとおり

実際の募集の期間	退職すべき期日	条例第10条の 2 第11項に規定する必要な方法の有無
令和 6 (2024) 年11月 1 日 (金) 午前 8 時30分から 令和 6 (2024) 年11月29日 (金) 午後 5 時15分まで	令和 7 (2025) 年 3 月31日	無

2 認定を受けた応募者の数

27名

令和6(2024)年度栃木県早期退職者募集実施要項

1 趣 旨

この要項は、職員の退職手当に関する条例（昭和29年栃木県条例第3号。以下「退職手当条例」という。）第10条の2第2項の規定に基づき、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、令和7(2025)年3月31日時点で45歳（医師及び歯科医師については50歳）以上の年齢である職員を対象として行う募集（以下「早期退職者募集」という。）について、退職手当条例に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 退職すべき期日

- (1) 早期退職者募集に応募し、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）の退職すべき期日は、令和7(2025)年3月31日とする。
- (2) 認定応募者が、当該退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、当該退職すべき期日の繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該認定応募者の当該退職すべき期日を繰り下げるものとする。

3 募集人数

早期退職者募集人数は20人とする。

4 募集期間

- (1) 早期退職者募集期間は11月1日（金）午前8時30分から11月29日（金）午後5時15分までとする。
- (2) 募集の目的を達成するため必要があるときは、上記募集期間を延長するものとする。

5 対象職員

- (1) 早期退職者募集の対象となる職員は、令和7(2025)年3月31日において、退職手当条例上の勤続期間20年以上かつ年齢45歳以上60歳以下※（医師及び歯科医師については年齢50歳以上65歳以下※）とする。

※60歳以上（医師及び歯科医師においては65歳以上）の職員については、早期退職による退職手当額の加算はありません。（定年退職扱いとして退職手当を算出します。）

- (2) 上記対象職員には、次に掲げる職員は含まれないものとする。
 - ①任期を定めて任用される者
 - ②懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期

間中に受けた者

6 応募又は応募の取下げの手続

- (1) 早期退職者募集に応募しようとする職員は、上記4(1)の期間内に、応募申請書(別紙様式1)を所属長に提出するものとする。
- (2) 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、応募取下申請書(別紙様式2)を所属長に提出するものとする。

7 応募の認定又は不認定の通知の予定時期

応募の認定又は不認定の通知の予定時期は、12月13日(金)とする。

8 不認定となる場合

応募をした職員について、次の各号のいずれかに該当する場合は認定しないものとする。

- ① 応募が当募集実施要項に適合しない場合
- ② 応募者が応募をした後懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合
- ③ 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- ④ 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

9 早期退職者募集に関する問い合わせ先

経営管理部人事課人事担当

電話 028-623-2038

メールアドレス [jinji@pref.tochigi.lg.jp](mailto:jinja@pref.tochigi.lg.jp)

別紙様式 1

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

応募申請者_____

私は、職員の退職手当に関する条例第 10 条の 2 第 9 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
備 考	

注意事項

「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
級号給	給料表（ ）	級 号給	
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

注意事項

令和 7 (2025) 年 3 月 31 日現在で記入すること。

※任命権者の記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-----------------	------	--

別紙様式 2

早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書

取下げ年月日 年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

取下げ申請者 _____

私は、職員の退職手当に関する条例第 10 条の 2 第 9 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
退職すべき 期日又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

注意事項

「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者の記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の 受理番号	

〔参考：退職手当条例（抄）〕

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第10条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集
- 2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- (1) 前項各号の別
 - (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
 - (3) 募集をする人数
 - (4) 募集の期間
 - (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
 - (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - (7) 第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
 - (8) 第12項の規定による通知の予定時期
 - (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
 - (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。

- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 第1条第7号に規定する者
 - (2) 任期を定めて任用される者
 - (3) 第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- (1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会規則で定めるところにより、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者(以下この条において「認定

応募者」という。)が第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、人事委員会規則で定めるところにより、当該退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、当該退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

15 任命権者は、前項の規定により次項第3号に規定する退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、人事委員会規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

16 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 第14条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第21条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき(前2号に掲げるときを除く。)
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、人事委員会規則で定めるところにより、募集実施要項(第11項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。)及び認定応募者の数を公表しなければならない。

[参考：職員の定年等に関する条例（抄）]

（定年）

第3条 法第28条の6第2項の条例で定める定年は、年齢65年とする。

2 前項の規定にかかわらず、保健所その他の医療業務を行う機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師に係る法第28条の6第2項の条例で定める定年は、年齢70年とする。

附則

（定年に関する経過措置）

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における改正後の職員の定年等に関する条例

（以下「新条例」という。）第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における新条例第3条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年